

第2章 ダム撤去事業計画

※ 撤去計画と施工実績が異なる箇所があります。施工実績は、「第3章ダム本体他撤去の施工」を参照してください。

第2章 ダム撤去事業計画

第1節 ダム撤去に至る経緯

1.1 経緯の概要

荒瀬ダム撤去の経緯については、県議会定例会や記者会見等の内容を原則、原文のまま記載する。(文中の※については、「第5章第5節 関連資料及び関連記事」を参照)

(1) 平成14年度のダム撤去の判断

平成14年12月10日 潮谷県知事県議会定例会答弁^{※関連記事4, 5, 6}

藤本発電所・荒瀬ダムの問題について、県の考え方について順を追って御説明をさせていただきます。

まず、藤本発電所についての県の基本的な認識でございますけれども、戦後の電力不足の中で、県の昭和29年の発電事業の開始以来、企業や家庭の電力供給源として、本県経済の復興に大きく貢献し、その後も長期にわたりその役割を果たしてきたところでございます。

しかし、今日、電力需要の増大と発電方法の多様化によりまして、その役割は相対的に低下を続け、現在では、県内に占める電力供給の割合は、建設当初の約16%から約1%となっております。

その一方で、荒瀬ダムの河川環境に与える影響への懸念等が繰り返し御指摘をされてきているところでございます。

県といたしましては、今年度、こうした基本認識のもとで、平成15年3月31日の水利権の許可期限を見据えて、球磨川の管理者である国土交通省との協議、説明会の開催、そうしたことを通しまして地元坂本村への状況説明や意見聴取等を行いながら、電力供給の将来の見通し、50年経過するダム及び発電所の施設や整備の耐久性と維持管理の必要性を踏まえ、電気事業経営についての検証、検討をこれまで重ねてきたところであります。

その結果、今後の取り組みのポイントとして、次の3点に整理をいたしました。

まず、第1点といたしまして、定期的な分解点検や改修によって機能を維持してきた発電機やダムゲートなどの主要設備が、今後10年前後には全面取りかえの時期を迎えることから、これに伴い60億円を超える費用が見込まれますほか、さらに堆砂、泥土の除去等の環境対策として多額の費用が必要と見込まれております。

一方で、電力自由化の中で、今後の電力収入はますます厳しいと見込まれることから、これらの巨額の費用の回収の見通しは極めて不透明でございます。

このことから、水力発電の自然エネルギーの活用としての意義は認めながらも、電気事業の経営のあり方として、今後10年を超える長期の事業の継続は困難であると判断しました。

次に、第2点として、発電事業を終了するとした場合、関連施設や設備の撤去のためには、現時点で考えられる技術手法等から積算して、約47億円の費用が見込まれます。

言うまでもなく、電気事業は独立採算性を前提とする公営企業であり、この撤去費用につきましては、県民からいただいた税金を投入することなく対処するということが原則です。加えて、現下の厳しい県財政の状況も十分に踏まえる必要があります。

この撤去費用を他の7つの発電所を含む電気事業全体の利益から捻出するためには、さまざまな仮定に基づく収支計算の結果として、今後6年間発電事業を継続した場合に、ぎりぎ

り何とか資金収支が均衡するとの見通しを得たところです。ただ、この6年間での収支均衡という見通しはあくまでも仮定に基づく試算でありまして、公営企業の経営の健全性の確保という観点からは一定の幅を持って考える必要があります。

さらに、第3点として、九州電力との電力受給契約の問題、平成22年3月31日までの今後7年間残されているという状況があります。この点につきましては、今後関係方面とのさらなる協議が必要でございます。

これら3点に加え、先日の自民党県議団からいただきました提言を初めとするさまざまな御意見^{※関連資料2}、地元坂本村の御意見^{※関連資料1、関連記事2}、御要望等を総合的に判断し、藤本発電所・荒瀬ダムによる発電事業は、平成22年3月31日までの7年間の継続実施が適当であるとの結論に達しました。その後直ちに撤去に入りたいと考えております。

ただ、今後のさらなる経営努力に加えて、先日いただいた御提言にもあるとおり、荒瀬ダムに係る環境対策、撤去について、国に何らかの負担を求めるとなれば、さらなる収支の好転が見込まれますところから、今後とも県議会と十分に連携の上、国に対して必要な働きかけを行い、少しでも撤去の時期が早まるように努力してまいりたいと考えております。

なお、できる限り早急に県の説明責任を果たすために、この12日に地元で御報告、御説明の場を設定しているところでございます。

以上、この結論に沿って、今後実務的な整理を行わせ、水利権の更新申請を来年1月中旬までには行いたいと考えております。また、撤去の実施に際しましては、河川環境等への影響調査を初め、一定の期間が必要と見込まれますことから、来年度以降撤去工法等について綿密な詰めを行い、計画的かつできる限り円滑、迅速にダムの撤去を進めたいと考えております。

(2) 平成20年度のダム撤去凍結の判断

平成20年6月17日 蒲島県知事県議会定例会答弁

先日の記者会見^{※関連記事10、11}で、平成22年4月からの荒瀬ダム撤去の方針を凍結し、事業継続の方向で再検討の上、早急に結論を出したいという発表を行いました。

発表が余りにも唐突であったとの御批判をお受けしましたが、平成22年3月末で荒瀬ダムの水利権の更新期限が到来し、平成22年4月からダム撤去に着手するというスケジュールを踏まえると、撤去すべきかどうかを県議会において議論していただくためには、むしろぎりぎりのタイミングであったと考えております。

具体的な方針変更の理由を御説明申し上げます。

第1点は、何よりも財政再建という観点からです。

今県の財政はとてつもないものがあります。財政調整用4基金の残高が約53億円と枯渇寸前であり、従来どおりの財政運営を続ければ、来年度以降、毎年度450億円前後の財源不足が発生します。このままでは平成22年度に財政再生団体に転落しかねない危機的な状況にあります。このような県財政が厳しい中で、莫大な費用を使ってまで荒瀬ダムを今撤去する必要があるのか、むしろ有効に利用すべきではないかと考えました。

それから2点目の理由は、電気事業の将来見込みの観点からです。これには2つあります。

1つには、ダム撤去に関する費用が当初予想を大きく上回ることです。当初は、撤去費用47億円、管理・環境対策費用13億円、合計60億円と想定していました。しかし、撤去費用

は護岸補修費用などの増加により 47 億円から 54 億円に、管理・環境対策費用は泥土処理費用の増加などにより 13 億円から 18 億円、合計 72 億円を要する見通しとなり、当初予想を 12 億円も上回る見通しとなったことです。

その結果、内部留保資金では撤去費用を賄うことができないばかりか、他の発電所の維持管理費も賄えなくなり、このまま撤去を進めると、電気事業全体の存続を危うくするおそれがあります。また、内部留保資金が足りなければ、一般会計から電気事業会計へ資金を投入せざるを得ず、危機的な財政状況の中ではそれは難しいと考えています。

もう一つは、荒瀬ダムの撤去の決定があった平成 14 年当時と異なり、設備の更新費用、メンテナンス費用、さらには人件費など、発電に要する費用と適正な利益が売電料金にきちんと反映される、いわゆる総括原価方式、これが維持される見込みであり、公営電気事業としての経営の先行きに見通しが立ったことです。荒瀬ダムの事業を継続する場合は、発電所の水車発電機やダムのゲートなど更新費用に約 60 億円の投資が必要と見込んでいます。この更新費用は、九州電力への売電料金で確実に回収されることとなります。

3 点目の理由は、本県の地球温暖化対策の観点からです。

世界的に化石燃料の枯渇が進行し、さらには原油価格の高騰によって、各国ともエネルギーの供給面の不安定さが一層増しています。さらに、現在では、来る 7 月に開催される洞爺湖サミットの主要議題の一つでもある地球温暖化問題という早急に対処が求められている地球規模の環境問題があります。

昨今、特に地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーを利用した水力発電の意義が大きくなっています。水力発電は、発電過程において二酸化炭素を排出せず、また、燃料である水を消費しない再生可能な純国産エネルギーです。

仮に、平成 20 年度、荒瀬ダムが撤去された場合、それを同程度の石油火力発電所で補うとするならば、二酸化炭素が約 5.2 万トン排出されることとなります。これは、熊本県の全森林面積 46.4 万ヘクタールの約 4%に相当する 1.8 万ヘクタールの森林が吸収する二酸化炭素に匹敵するものです。

以上が私が方向を変更した理由でございます。

(3) 平成 20 年度のダム存続の判断

① 平成 20 年 11 月 27 日 蒲島県知事記者会見 ※関連記事 14, 15

荒瀬ダムについて申し述べます。

私は去る 6 月 4 日、記者会見において、荒瀬ダム撤去方針を凍結し、年内に総合的に判断する旨の発表を行いました。

その後、新たに試算した撤去及び存続の費用等について、県議会や地元の方々に対し、説明をさせていただきました。また、10 月には、知事部局の職員も入れた庁内プロジェクトチームを立ち上げ、より幅広く課題の検証を行いました。 ※関連記事 12, 13

私自身も、地域住民の方々、及び関係者の方々に直接お会いして、貴重なご意見、ご提言をいただきました。

この問題については、半年間、悩みに悩みましたが、本日、その判断を発表いたします。

まず、平成 14 年に決定されたダム撤去についての私の考えを申し上げます。

荒瀬ダムについては、地元住民をはじめとする多くの方々から撤去の要望もあり、電力自

由化の流れの中で企業局としても将来にわたる経営の見通しが立たないことから、ダム撤去の方針が決定されました。

その時点では、60億円を見込んでいた撤去費用は、内部留保など電気事業会計で賄っていただけるとしていました。

しかし、今年4月に、企業局から示された再試算では、約72億円に増加しておりました。庁内プロジェクトチームの検証では、護岸工事の安全対策や、ダム撤去後の浸水対策がさらに必要であることから、総事業費は約92億円に増大する見込みです。

また、代替橋や井戸枯れ、消防利水の対応についても切実な問題として地元から要望されております。県としては、単にダムを撤去すれば済むということではなく、撤去後の道路・河岸の安全の確保や、地域住民の方々の生活基盤の整備を視野に入れて考える必要があります。

また、ダム撤去の声が大きく取り上げられている一方で、利水や交通の便から荒瀬ダム存続を要望する声もあります。

平成14年当時は、内部留保資金の大部分をダムの撤去に使っても残りの7発電所を維持できる見込みでした。しかし、その前提は変わってしまいました。撤去すれば、内部留保資金を使い切ってしまう、一般会計からの資金投入なしでは、残りの発電所を維持していくことはできません。

今の熊本県には、電気事業の存続のために資金投入する余裕はありません。本県は今、貯金ともいべき基金がわずか53億円で、このままでは、平成22年度には財政再生団体に陥りかねない未曾有の財政危機にあります。

財政再建のため、県民生活に直結する公共事業や様々な補助金等の大幅な抑制を行うとともに、県民の財産である多数の県有資産の売却や県職員の給与カットにより急場をしのがなければならない状況です。

また、現在の世界同時不況は100年に一度の恐慌とも言われており、長期化する可能性が大であります。現に、今年度の県の税収はすでに60億円不足する見込みです。

危機的な県財政、そして国内外の経済状況を考えると、一般会計からの巨額の資金投入を必要とする荒瀬ダム撤去は、現段階では不可能であると判断いたしました。

熊本県を将来にわたって財政再生団体にしないという選択は知事として当然の責務であり、県民の民意でもあると考えております。

次に、撤去が財政に与える負担が大きければ、ダムのゲートを開放してそのまま放置しておけばよいのではないかとのご提案をいただきました。当初は正直とても魅力的な案だと思っておりました。

しかし、水利権を更新しないまま、ダムそのものを発電のために利用せずに残すことは、工作物を不法に河川に放置することとなり、法を遵守すべき県としてはこれを行うことはできません。

さらに、仮に2年間開門調査を行った場合、調査のため、発電できない期間の減収分が約14億円に上り、調査費や維持修繕費などと合わせると電気事業会計への負担が約27億円にもなります。これに加え、維持するための人件費もかかります。

したがって、調査を実施した後、仮に撤去するという判断になったとした場合、経営的には現状より厳しくなっており、撤去の実現は更に困難になります。また、逆に継続となった

場合も、一般会計への寄与は期待できなくなります。

開門調査は、費用がかからない安上がりの方法ではないどころか、判断を先延ばしすることでさらに状況が悪くなる方法であり、選択することはできません。

これまで述べてきましたとおり、深刻な財政危機にある本県の現状では、撤去や開門調査を選択することは難しいと考えます。

私は、県政を預かる最高責任者として、現状においては、荒瀬ダムを存続させることが最も妥当な選択であると判断しました。

電力自由化の流れの中で不安視されていた九州電力との契約では、総括原価方式での基本契約締結の見通しがつき、その結果、存続のための費用の大部分は回収できます。

地球温暖化の中、水力発電の意義も再評価されつつあるなど、経営環境は好転しています。

さらに、企業局の内部留保のうち、発電で生み出した利益は、球磨川流域から八代海に至る地域の環境対策や、水産業振興策として地元還元できるとともに、財政危機の県にとって救いとなるものです。

ダムを存続するといっても、従来のように発電のみを重視するのではなく、浸水被害や水質汚濁等の問題について、住民の皆様方のご意見やご要望を丁寧にお聞きし、真摯に、かつ最優先に取り組むことを知事としてお約束します。

荒瀬ダムが流域の環境等に対して負荷を与えていることは否めません。ただ、荒瀬ダムの影響について実証できるデータは十分ではなく、具体的に何をどうすれば環境改善につながるのかについては明確な答えを持ち合わせておりません。今後、発電を継続しながら1年のうちの一定期間、開門して放流し、それと併せて、長期的にデータを収集してまいります。

さらに、水産業の振興については、企業局のみならず関係部局との連携により、球磨川でのアユの放流、八代海の漁場の再生や放流事業等をこれまで以上に強化するなど、実効性のある政策を推進してまいります。本県の漁業振興策が不十分であるとのお声も多くいただいているところですので、この点についても真剣に取り組む所存です。

今回の私の判断と、9月の川辺川ダム問題に関する判断は矛盾しているのではないかと感じておられる方々も多くいらっしゃると思います。

私も、地元の方々のお気持ちと同じく、球磨川は地域の宝であり、熊本県の宝でもあるという気持ちにいささかの揺らぎもありません。

私は、ダムというものは、作らないで済むものなら作らない方がよい、地域が望まないのであれば作る必要はない、と思っています。

これに対し、すでに造ってしまったダムについては、確かにそれを撤去することが、川を昔の姿に近づけることにつながるでしょう。しかし、そこから得られる利益を、地域の環境向上や水産業再生に重点的に投入するなどにより、ダムがあっても地域の生活や環境に迷惑をかけず折り合っていけるよう、ぎりぎりの可能性を追求する努力もしていくべきだと考えています。

これは、地域の宝である球磨川を再生する答えとして最善ではないかもしれませんが。しかし、多くのダムを抱えたわが国にとって、現にあるダムをすべて撤去するというのではなく、与えられた状況の中で、生活環境への悪影響や環境への負荷をいかに最小化していくかについて、現実的かつ真剣に考え、対応していくことも非常に重要だと思います。

成熟し、縮小していく社会で我々が生きていくためには、先人が遺した資産とどう向き合

っていくかを考えることが避けて通れない道だと思います。

いずれ、日本の高度成長を支えてきたダムや橋、トンネルなど多くの巨大建造物は、今後、間違いなく寿命が尽きる時を迎えます。そのときには、解体・撤去にかかる巨額の費用をどう負担していくのかが大きな社会問題になるものと思います。

これまで、国は公共事業で造ることに熱心に補助金を注ぎ込んできましたが、その後どうするのかについては何の仕組みも整えておりません。これは今後国家として取り組むべき課題であることを問題提起していきたいと思います。

球磨川を守る、あるいは球磨川を再生させる、という県民共通の命題についても、ダムを撤去しなければなしえないと考えるのではなく、現時点で実施可能なあらゆる選択肢を考え、実行することが必要だと思います。たとえば、生活雑排水や農業排水の改善など、具体的な取り組みを進めていかねばなりません。

私も、球磨川再生のため、できうる限りの方策を行っていくことをお誓い申し上げます。

オバマ次期アメリカ大統領は次のように述べています。「理想主義と現実主義のバランスが取れていて、妥協できること、できないことを見極め、相手に理がある時はそれを受け入れる、そのような成熟した政治を人々は待ち望んでいる」。このような気持ちで今回の判断をしました。

今回の決断で最も悩んだのは、長年にわたり、荒瀬ダムの影響で深刻な浸水被害に何度も見舞われた地元住民の方々の苦しみです。

立ち止まって考えたこの期間に、荒瀬ダムがこれまで続けてきた電気事業は、地元の方々の痛みの上に成り立っていたことを、私のみならず、多くの県民が知るところとなりました。

増水時には眠れぬ不安な日々を何十年と送ってこられ、またダム湖の汚濁や悪臭に悩まされてこられました。ダム管理者として、長年周辺住民の方々と共存しようとする努力に欠けていたことについて、心からお詫びしたいと思います。

私は、荒瀬ダムの発電事業を未来永劫続けることが、最善の選択肢だとは考えておりません。現段階でいつとは言えませんが、撤去可能となる条件^{※平成20年12月9日答弁参照}さえ整えば、撤去すべきであると考えております。

それまでの間、荒瀬ダムが地域と共生していけるよう、必死の覚悟で取り組んで参る所存です。

荒瀬ダムに、もう一度そのチャンスを与えてください。

私の今回の判断に対し様々なご意見があることは承知しております。県議会の皆様には、12月議会において、私の判断をもとに徹底的な議論を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

② 平成20年12月9日 蒲島県知事県議会定例会答弁

私は、荒瀬ダムの発電事業を未来永劫続けることが最善の選択肢だとは考えていません。現段階ではいつとは言えませんが、撤去可能な条件が整えば、いずれ撤去すべきであると考えております。

私の考えている撤去可能な条件は4つあります。

第1点は、撤去のための資金が確保されることです。第2点は、道路や河川護岸の安全性の確保などの撤去による危険性の除去、第3点目は、地域交通や農業用水の確保などの撤去

により失われる利便性の補てん、第4点目は、環境などへの負の影響が少なくなるなどの撤去工事の技術の確立です。こうした条件が整えられるよう努力してまいりたいと考えています。

(4) 平成21年度のダム撤去の判断

平成22年2月3日 蒲島県知事記者会見※関連記事 18, 19

荒瀬ダムの今後の対応について説明させていただきます。

ご承知のように、私は知事就任直後の、平成20年6月、荒瀬ダム撤去方針を一旦凍結し、総合的に判断するための検討に入りました。そして同年11月、庁内プロジェクトチームによる検証を行い、深刻な財政危機にある本県の現状においては、荒瀬ダムを存続させることが最適の選択であると判断いたしました。

その判断で私が最も悩んだのは、長年にわたり、荒瀬ダムの影響で苦しんでこられた地元坂本町の方々のことです。ダム存廃について再考したこの期間に、荒瀬ダムの電気事業は、地元の方々の痛みの上に成り立っていたことを、私も、また多くの県民も知るところとなりました。

ゆえに、存続の判断と同時に、荒瀬ダムの発電事業を未来永劫続けることが、最善の選択肢ではなく、撤去可能となる条件が整えば、撤去すべきであること、ただ、その条件が整うまで存続し、地域と共生するダムを目指すとの表明を行いました。そして、地元要望を踏まえつつ「荒瀬ダム対策アクションプラン」を取りまとめ、環境に配慮し地元と共生するダムとして運用することについて、地元の説明しご理解いただくべく準備を進めて参りました。

しかし、荒瀬ダムを取り巻く環境は、昨年9月の政権交代によって一変しました。政権交代前、当時の民主党の菅直人代表代行は、荒瀬ダムを視察された際に、荒瀬ダムの撤去に関し、国の財政支援の必要性について言及されました。連立を組んでおられる福島みずほ社民党党首も然りです。そして、その後の総選挙で、民主党を中心とする政権交代が行われました。さらに、八代市では荒瀬ダム撤去を公約に掲げた福島新市長が誕生しました。地元や関係者の皆様方の撤去への期待感が一気に高まったことは当然のことです。

民主党が政権をとれば国が財政支援をし、荒瀬ダムを撤去できるという期待感。民主党は、それを信じて投票した人々に、まず応えるべきではないかと思っています。同時に知事としての私も、民主党政権が選挙前に約束したことを実行すれば、地元住民が望んでおられる撤去のための条件が整うと考え、政府、与党民主党に対して、撤去に関する財政的、技術的支援を求める要望を積極的に行ってきました。その要望の中で、水利権の更新が間近に控えていることもあるので、平成21年末までに回答してほしいと繰り返しお願いしてきました。

そして、本年1月14日によく前原国土交通大臣との面会にこぎつけました。その席での大臣の回答※関連記事 16, 17は、(1)現在の水利権は3月31日をもって失効する、これから水利権の申請を行っても許可は3月末までには間に合わないこと。(2)また、荒瀬ダム撤去費用について国が直接支援することは難しい、来年度予算に計上する「社会資本整備総合交付金」を撤去費用に活用してはどうか。(3)そして、現在、全国の老朽化した河川工作物への補助を検討しているので、今年の夏ごろまでに方針をまとめたい、というお答えでした。私はこの夏までに国がまとめる方針については、撤去への制度的な支援になるのではないかと期待しましたが、大臣は翌日の記者会見で、荒瀬ダムは対象外となる、と発言されました。

私にとって、こうした大臣の発言は全く予想していないものでした。そもそも、水利権更新のための申請をぎりぎりの時期まで待っていたのは、民主党が今年の総選挙の前に約束していた撤去のためのスキームを作るという言葉を信じてきたからです。その発端は選挙前の菅副総理の「県営であっても、自然回復事業なら国として費用の一部を負担することを検討すべきだ」という発言でした。さらに、前原大臣による老朽化した工作物の取り扱いの検討表明であります。それを今になって、水利権は3月末で失効する、さらに、荒瀬ダムは今検討している枠組みの対象外であるというのは、到底納得がいきません。

そもそも、国が老朽化した工作物の取り扱いを検討し始めたのは、われわれの荒瀬ダム撤去についての補助の要請からです。早く更新手続きをしなかったのは甘すぎではないかと批判されました。しかし、私の政治学は「信頼と誠意の政治学」であり、一方で撤去のための補助を求めながら、もう一方で更新手続きを始めるような「両天秤の政治学」ではありません。

大臣からの回答を受けて、私は荒瀬ダムについてどう判断すればよいのか、悩み続けてきました。国の「現行水利権は3月末で失効し、新たに別の水利権の申請が必要」という考え方は、県のこれまでの考え方とは異なるものでした。したがって、県としては20年の水利権申請を行い、訴訟してでも経営存続を目指すべきという意見も強くありました。先に行った存続という判断を貫くという選択肢は、当然ありえます。

しかし、水利権取得を目指したとしても、認定までに多くの時間がかかることは確実であります。また、国と訴訟で争うことなどが予想され、発電できない期間がさらに長期化します。そうなれば、結果として存続できたとしても当初の収益計画が成り立たなくなります。また、訴訟の結果、水利権が最終的に不許可になるリスクもあります。つまり、水利権の存続そのものが不透明となり、同時にそれによってダム存続と判断した前提条件も崩れてしまいました。さらに、荒瀬ダム問題をめぐり、国と訴訟合戦を行うことにより、県政の混乱が長期化することは目に見えております。

私は、県政を預かる者として、しっかりと将来を見通した上で、熊本県民が最も幸福になる選択をしなければならないと考えております。川辺川ダム問題、水俣病問題の例をあげるまでもなく、問題が長期化すること自体が、熊本県民の一体感を失わせ、発展を阻害します。私は、現時点ではもはや存続を目指すこと自体が、長い目で見ると適切な選択ではないと思うに至りました。そして何よりも、荒瀬ダム問題については、私の任期中にしっかりと解決の道筋をつけるべきだと思いました。

以上の理由により、私は、荒瀬ダムは撤去すべきであると判断しました。

前知事が表明した撤去方針を、私が知事就任直後に凍結、そして存続へと転換し、さらにその後政権交代という大きな状況の変化があったとはいえ、今回再び撤去に向けて舵を切ることになりました。この間、県民の皆様に対しご心配をおかけしたことについては素直に謝りたいと思っております。

しかし、撤去へ舵を切ったらすぐの実現できるほど、問題は簡単ではありません。当然、撤去までには様々なハードルを乗り越えていかなければいけません。今後、撤去の第一段階として河川管理者である国との協議を行い、撤去計画の策定、撤去に向けた準備を行い、その期間が2年間必要だと思います。今後2年間でそれらの準備を完了し、平成24年度から本体撤去工事に着手する予定です。ただ、撤去に着手するまでに、次の4つのことに取り組

まなければなりません。

第1に、撤去費用の確保です。それに向けて最大限努力するとともに、そのことについて県民のご理解をいただけるよう努めなければなりません。まず、第一に国に対して、今年の夏までに取りまとめられる老朽化した工作物の取扱方針の中に、役割を終えた工作物として荒瀬ダムも対象に加えること、第二に社会資本整備総合交付金について、対象事業の追加・拡充を行うとともに、荒瀬ダムの撤去について十分な配慮を行うこと、第三に特別交付税の増額を強く働きかけて参ります。民主党におかれましては、選挙前からさまざまな場面で主張してきた国による支援を実現し、住民との約束を果たしていただきたいと思っております。同時に、県は発電機の主な設備更新を行わず発電を2年間継続し、一方で維持管理費用を抑制することにより、少しでも撤去費用の確保を図り、県民への負担が極力生じないようにしたいと思います。

第2に、ダム撤去に伴う安全面へのしっかりとした対応を行います。わが国にとって初めてとなるダム撤去の安全面への影響については、不明な点が多く、大きなリスクをはらんでいることについては、県民の皆様のご理解をいただきたいと思っております。道路や河川護岸の安全性の確保について、当然県も懸命に取り組みますが、国に対し、河川管理者として主体的に取り組むよう協力を求め、連携して取り組んでいきたいと思っております。

第3に、代替橋や農業用水の確保など地域の要望については、八代市や、地元に対し主体的に解決を図るよう求めます。この点については、それぞれの利害が対立し、收拾がつかなくなることはないよう、すべての当事者に撤去実現という目標が達成できるようご協力いただきたいと思っております。

第4に、ダム撤去による環境への負の影響を少なくするため、専門技術的な観点から国の支援を求めます。ダム撤去はわが国初のケースとなります。安全面だけでなく、環境面についてしっかりとしたデータを取って撤去技術を確立し、今後国が整備する老朽化した河川工作物を撤去する制度に生かしていけるようにしたいと思います。この点については国と連携して研究チームを編成し、取り組んでいきたいと考えています。

次に水利権についてです。今述べた4つの整備のための準備、また撤去資金の確保を図り、県民への負担を極力生じさせないという観点から、藤本発電所の発電を平成24年3月31日まで継続できるよう、現行水利権の許可期間を2年間延長する申請^{※関連記事 20, 21}を行うこととし、速やかに許可が得られるよう国に対し働きかけます。県民に過度な負担を負わず、撤去を確実にを行うためには、費用の確保が何としてでも必要です。1円でも多くの撤去費用を確保するために、八代市や球磨川漁協に対しては、撤去までの2年間の水利権延長について、ぜひともご理解をいただきたいと存じております。

最後に、荒瀬ダム撤去にあたって、私は県民の皆様方に、荒瀬ダムとは一体何であったかということをご一度考え、記憶の中に留めていただきたいと思っております。

荒瀬ダムは、戦後間もないわが国の復興の時期に、技術の粋を結集して建設されたものです。建設期間中12名の尊い命が失われるなど、工事も困難を極めました。そして、建設後、県内の電力需要に着実に応えてきました。操業を続ける中で、住民の皆様方に環境面でご迷惑をおかけし、それに対する企業局の対応も必ずしも十分でなかったことは確かです。この点については大変残念でありますし、企業局の経営者として申し訳なく思っております。

しかし、荒瀬ダム自体は立派にその役割を果たしてきました。我々はこの荒瀬ダムからど

ういう教訓を学んだのか、そしてこれからそれをどう生かしていくのか。撤去を行うまでの過程をきちんとデータで残して今後の役に立てることも大切だと思います。それらを皆で共有した上で、撤去の日までの最後の働きとして、2年間発電をさせていただき、荒瀬ダム退役の準備をさせていただきたいと思っております。

私は、先月、国から、水利権は3月末で失効する、荒瀬ダムは補助の対象にしないと、突き放されたときに、正直絶望の淵にありました。進むも困難、また、退くも困難となった現実はどう対処すべきか、随分と悩みました。そこで、私が行きついたのは私が大変尊敬する政治学者の丸山真男の言葉です。丸山は、現実というものを「可能性の束」と表現しています。その可能性の束のうちいくつかは、未来につながるものが必ずある。その認識なしに現実はこちらだからとあきらめてはいけない、そのようなことを述べています。そして、私その可能性の束から見出したのは、国、県、地元、関係者の力を総結集してダム撤去という難題にあたるということです。

荒瀬ダム退役のためには、国や県、県議会、八代市のみならず、地元住民や漁業及び農業関係者、九州電力、専門家などの幅広い協力を得ることが必要です。撤去に向けて今後もさまざまな困難はあろうと思います。しかし、県民、関係者が一丸となり、この目標に向けて力強い一歩を踏み出すよう心からお願い申し上げます。

※ 関連資料No.及び関連記事No.は、「第5章 第5節 関連資料及び関連記事」のNo.に対応

表- 1.1 撤去への主な動き

年月	内容	関連資料 No.※	関連記事 No.※
昭和 29 年 12 月	藤本発電所竣工・発電事業開始		
昭和 30 年 3 月	荒瀬ダム竣工		
平成 14 年 9 月	坂本村議会が、「荒瀬ダムの継続に反対を求める請願書」を全会一致で採択。		1
平成 14 年 9 月	坂本村議会が、国土交通大臣、潮谷県知事に対する「荒瀬ダムの継続に対する意見書」を賛成多数で可決。		2
平成 14 年 9 月	坂本村議会が潮谷県知事に対し住民の総意として「荒瀬ダム継続に対する意見書」を提出。	1	
平成 14 年 12 月	自民党県議団が潮谷県知事に対し、県営荒瀬ダムの撤去を求める提言を行う。	2	3
平成 14 年 12 月	潮谷県知事が荒瀬ダム水利権を 7 年間更新し、発電事業を継続した後、直ちに撤去に入ると県議会において表明。		4, 5, 6
平成 14 年 12 月	熊本県が「地元説明会(7年間の水利権更新とダム撤去決定に至る経緯)」を開催。		
平成 15 年 1 月	国土交通省に対し熊本県より水利権更新申請。		7, 8
平成 15 年 3 月	国土交通省から熊本県に水利権を 7 年間許可。		9
平成 15 年 6 月	熊本県企業局が、「荒瀬ダム対策検討委員会」(平成 20 年 3 月までに全 9 回)及びその部会として「ダム撤去工法専門部会」(平成 20 年 2 月までに全 12 回)を設置し、治水や河川環境に配慮した荒瀬ダム撤去計画の検討を開始。		
平成 18 年 3 月	熊本県企業局が、「荒瀬ダム撤去方針」を策定。		
平成 20 年 6 月	蒲島県知事が荒瀬ダム(藤本発電所)を撤去する方針を撤回し、発電事業を継続する方向で再検討すると発表。(撤去凍結)		10, 11
平成 20 年 8 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダムに係る説明会)」を開催(同年 11 月までに全 3 回)。		
平成 20 年 10 月	荒瀬ダム庁内プロジェクトチーム(PT)を設置。11 月に報告。		12, 13
平成 20 年 11 月	蒲島県知事が、荒瀬ダム撤去方針を撤回し、発電事業継続を発表。		14, 15
平成 21 年 1 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダム存続の判断に係る説明会)」を開催。		
平成 22 年 1 月	国土交通大臣が、「現行水利権は平成 22 年 3 月末で失効し、発電を存続させるためには新たに水利権の申請が必要」という考えを表明。		16, 17
平成 22 年 2 月	蒲島県知事が荒瀬ダム(藤本発電所)の撤去を表明。ただし、撤去準備に必要な 2 年間の水利権延長を併せて表明。		18, 19
平成 22 年 2 月	熊本県企業局は、知事の表明を受け、国土交通省に荒瀬ダム(藤本発電所)の 2 年間水利権等を許可申請。		20, 21
平成 22 年 3 月	熊本県企業局は、藤本発電所の発電継続を断念。国土交通省に荒瀬ダム(藤本発電所)の水利権等の許可申請を取り下げ。		22, 23
平成 22 年 3 月	荒瀬ダム水利権失効、ダムゲートを開放し藤本発電所の発電を停止。		24, 25
平成 22 年 4 月	熊本県企業局が、「荒瀬ダム撤去技術研究委員会」(平成 22 年 7 月までに全 3 回)を設置し、これまでの検討結果の確認・検証を開始。		
平成 22 年 6 月	熊本県企業局が、撤去工事の実現に向けて国と県が協力していくための「荒瀬ダム撤去に関する国と熊本県の検討会議」(平成 23 年 11 月までに全 4 回)。		
平成 22 年 6 月	熊本県企業局が、地域の課題解決に向け取り組むための「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」(平成 29 年 11 月までに全 14 回)を設置。		
平成 22 年 12 月	熊本県企業局が、「荒瀬ダム撤去計画(案)」を策定。		26, 27
平成 23 年 1 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダム撤去計画(案)に係る説明会)」を開催。		
平成 23 年 5 月	熊本県企業局が、工事期間中及びその前後にわたって行う環境モニタリング調査結果を評価・検証実施する「荒瀬ダムフォローアップ専門委員会」(平成 30 年 11 月までに全 13 回、H31 に最終回を予定)を設置。		
平成 23 年 9 月	国土交通省に対し熊本県より荒瀬ダム除却等許可申請。		28, 29
平成 23 年 12 月	国土交通省から熊本県に荒瀬ダム除却等を許可。		30, 31
平成 24 年 1 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダム除却許可に伴う説明会)」を開催。		
平成 24 年 7 月	熊本県企業局が、「地元説明会(荒瀬ダム本体撤去に伴う説明会)」を開催((平成 29 年 10 月までに全 7 回)。		
平成 24 年 9 月	荒瀬ダム撤去現地工事着手		32

※ 関連資料No.及び関連記事No.は、「第 5 章 第 5 節 関連資料及び関連記事」のNo.に対応

1.2 ダム撤去に向けた様々な取り組み

荒瀬ダムの撤去にあたっては、治水面や環境面などに配慮するとともに、安全で経済的かつ効率的な撤去工法を用いることとし、ひいては、撤去後の自然再生力による中長期的な河川環境回復につなげていくこととしている。

平成15年6月には、「荒瀬ダム対策検討委員会」及びその下部部会として「ダム撤去工法専門部会」を設置し、治水や河川環境に配慮したダム撤去となるよう撤去計画の検討を進め、専門的知見から取り組みの方向性が示された。

この成果を踏まえて平成18年3月には「ダム撤去方針」のとりまとめを行い、平成20年3月まで、撤去工法等について詳細に検討が行われた。

その後、平成22年4月には「荒瀬ダム撤去技術研究委員会」を設置し、最新の知見やダムを取り巻く環境等の変化を踏まえ、これまでの検討結果の確認・検証を行うとともに、指導・助言を受けて、平成22年12月には「荒瀬ダム撤去計画」を策定した。

また、平成22年6月には撤去工事の実現に向けて国と県が協力して費用面（コスト削減）や技術面の課題を克服していくための「荒瀬ダム撤去に関する国と熊本県の検討会議」、地域の課題を整理しその課題の解決に向け取り組むための「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」を設置した。

荒瀬ダム撤去工事にあたっては、工事期間中及びその前後にわたって環境モニタリング調査を実施し、平成23年5月に設置した「荒瀬ダムフォローアップ専門委員会」でこの状況を評価・検証しながら、より安全かつ環境に配慮した撤去工事を実施し、工事完了後も一定期間は、同委員会による監視を継続する予定である。

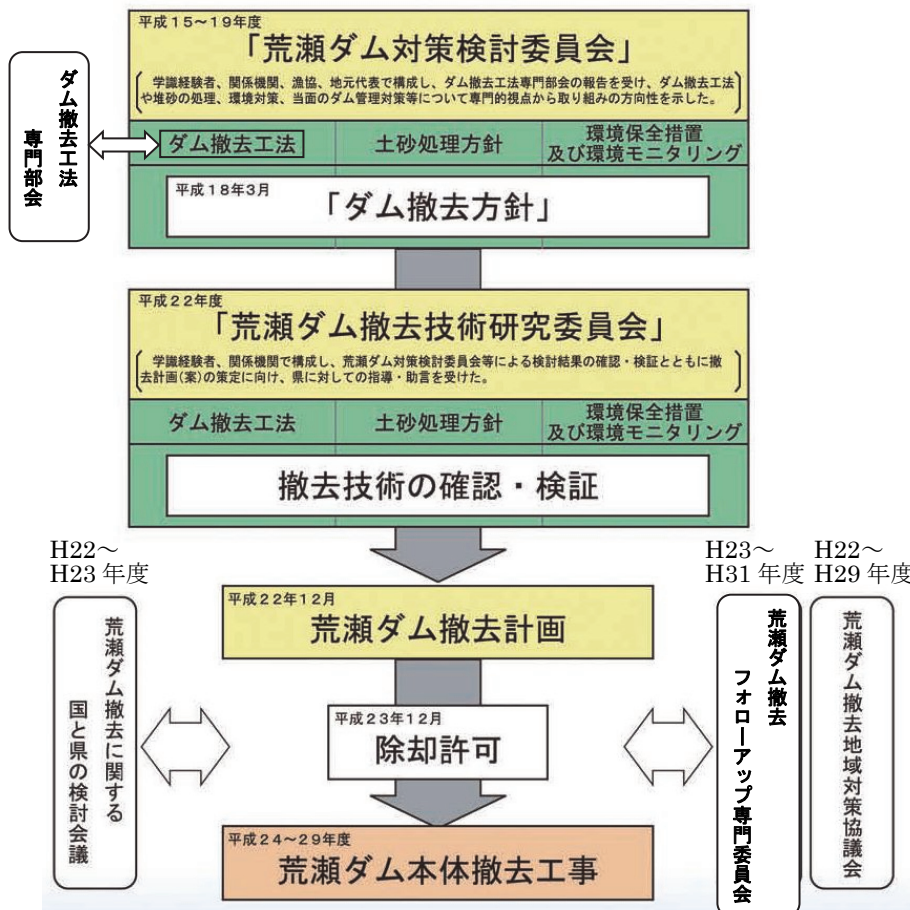


図- 1.1 荒瀬ダム撤去までのフロー

(1) 荒瀬ダム対策検討委員会

荒瀬ダム対策検討委員会は、表-1.2に示すように平成15年度～平成19年度の間に全9回開催された。

表-1.2 荒瀬ダム対策検討委員会の経緯

開催回数	年 月	協 議 内 容
第1回	平成15年 7月 2日(水)	(1) 藤本発電所・荒瀬ダムの概要 (2) 荒瀬ダムに係る対策の実施状況について (3) 荒瀬ダム対策検討委員会の運営等について (4) ダム撤去工法の検討の進め方について (5) ダム撤去に係る環境調査の進め方について
第2回	平成15年 10月 17日(金)	(1) 荒瀬ダム対策検討委員会の検討スケジュール等について (2) 当面のダム管理対策及び環境対策の実施状況について (3) ダム撤去に際しての課題について (4) 堆砂の現状調査について (5) 下流への土砂補給について (6) ダム撤去に係る環境調査の実施について
第3回	平成16年 2月 19日(木)	(1) 当面のダム管理対策及び環境対策の実施状況について (2) ダム撤去工法について (3) 堆砂の現状調査について (4) 下流への土砂補給について (5) ダム撤去に係る環境調査の方法について
第4回	平成16年 11月 26日(金)	(1) 堆砂の現状調査結果について (2) 土砂流下試験の実施等について (3) 河床変動解析モデルについて (4) 土砂処理方針の策定について (5) ダム撤去手順(案)について
第5回	平成17年 3月 10日(木)	(1) 当面のダム管理対策及び環境対策の実施状況について (2) ダム撤去手順(案)について (3) 今後のスケジュール等について
第6回	平成17年 7月 26日(火)	(1) ダム撤去に伴うダム内及び下流河川の変化予測等について (2) ダム撤去に係る環境調査の実施状況等について
第7回	平成18年 1月 25日(木)	(1) ダム管理対策及び環境対策の実施状況について (2) 土砂流下試験の実施状況について (3) ダム撤去方針について
第8回	平成19年 2月 7日(水)	(1) ダム管理対策及び環境対策の実施状況について (2) 貯水池に堆積した土砂の処理計画について (3) ダム撤去範囲について (4) ダム撤去に伴う河川環境の変化予測について
第9回	平成20年 3月 17日(月)	(1) 土砂処理方法・ダム撤去工法・環境モニタリングに関する詳細検討のとりまとめ (2) ダム管理対策及び環境対策の実施状況について

その設置目的等を以下に示す。

(設置)

第1条 荒瀬ダム撤去方針に基づくダム撤去計画について検討するため、荒瀬ダム対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) ダム管理対策及び環境対策に関すること。
- (2) ダム撤去計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。
- (4) 委員会に、ダム撤去工法について必要な調査及び検討を行うため、ダム撤去工法専門部会（以下「部会」という。）を置く。

1) 委員名簿

本委員会の委員名簿を以下に示す。

区 分	第1～9回	役 職 等	
学 識 経 験 者	河川工学	下津 昌司(委員長)	元熊本大学教授
		福岡 捷二	広島大学大学院教授
		角 哲也	京都大学助教授
		藤田 光一	国土技術政策総合研究所河川環境研究室長
		柏井 条介	独立行政法人土木研究所上席研究員
	土木工学	松本 進	鹿児島大学教授
	生態	大和田 紘一	熊本県立大学教授
		木村 清朗	元九州大学教授
	水質	篠原 亮太	熊本県立大学教授
	環境	福留 脩文	株式会社西日本科学技術研究所代表取締役
川野 由紀子		くまもと川の女性フォーラム実行委員長	
関係機関	国土交通省九州地方整備局河川部長		
	国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長		
	坂本村長* ¹⁾		
	坂本村議会議長* ²⁾		
	八代市長		
関係団体	球磨川漁業協同組合組合長		
	球磨川漁業協同組合代表理事組合長		
	八代漁業協同組合代表理事組合長		
	熊本県漁業協同組合連合会第三部会長		
	八代平野北部土地改良区専務理事		
地元代表	坂本村* ³⁾	第1～6回：代表3名	—
	八代市	第1～6回：代表1名	第7～9回：代表8名
熊本県	企業局長		
	土木部長		

*¹⁾～³⁾ 坂本村：平成17年8月1日に八代市等と合併し、八代市となる。

※役職等は初回開催時

2) 委員会での成果

本委員会では、主として以下の項目について、下部部会である「ダム撤去工法専門部会」からの報告に対して検討・評価を行い、最終的に各項目に対して「詳細検討結果」をとりまとめた。

- (1) ダム撤去工法（撤去範囲，撤去手順及び工程計画含む）について
- (2) 堆砂の除去方法及び処理方法（下流河道の変化予測含む）について
- (3) ダム撤去に係る環境調査（環境保全措置及びモニタリング調査計画含む）について

また、本委員会と並行して実施されていた以下の関連工事，調査に関する進捗状況報告に対し、助言を行った。

- 堆砂（砂礫・シルト）除去工事
- 貯水池内護岸の補修工事
- 環境調査

（詳細は、「付録－2：荒瀬ダム撤去計画（案）」参照）

(2) ダム撤去工法専門部会

ダム撤去工法専門部会は、荒瀬ダム対策検討委員会の設置要綱第3条7により設置された下部組織であり、表-1.3に示すように、同委員会の開催に合わせて平成15年度～平成19年度の間全12回開催された。

表-1.3 ダム撤去工法専門部会の経緯

開催回数	年 月	協 議 内 容
第1回	平成15年 7月18日(金)	(1)ダム撤去工法専門部会の運営について (2)ダムの施設概要について (3)ダム内の堆砂状況について (4)ダム撤去工法の検討の進め方について (5)堆砂の除去方法及び処理方法の検討の進め方について (6)ダム撤去に係る環境調査の進め方について
第2回	平成15年 10月2日(木)	(1)ダム撤去に際しての課題について (2)堆砂の現状調査等について (3)ダム撤去に係る環境調査の実施について
第3回	平成16年 1月30日(金)	(1)ダム撤去工法について (2)堆砂の現状調査について (3)下流への土砂補給について (4)ダム撤去に係る環境調査の方法について
第4回	平成16年 8月27日(金)	(1)堆砂の現状調査結果について (2)土砂流下試験の実施状況について (3)ダム撤去工法の検討フローについて (4)河床変動解析の進め方について (5)土砂処理方針策定の進め方について
第5回	平成16年 11月8日(月)	(1)土砂流下試験の実施等について (2)河床変動解析モデルについて (3)ダム撤去手順(案)について (4)土砂処理方針について
第6回	平成17年 1月27日(木)	(1)土砂流下試験の実施について (2)河床変動解析について (3)ダム撤去手順(案)について
第7回	平成17年 7月7日(木)	(1)河床変動解析モデルの検証について (2)ダム撤去に伴うダム内及び下流河川の変化予測等について (3)ダム撤去に係る環境調査の実施状況等について
第8回	平成17年 11月4日(金)	(1)ダム撤去方針(案)について (2)砂・礫の処理方針(案)について (3)ダム撤去に係る環境変化の予測及び評価の実施等について
第9回	平成17年 12月26日(月)	(1)土砂流下試験の実施状況について (2)ダム撤去に係る環境保全措置(案)及びモニタリング(案)について (3)砂・礫の処理方針(案)について (4)ダム撤去方針(案)について
第10回	平成18年 12月22日(金)	(1)貯水池に堆積した土砂の処理計画について (2)ダム撤去範囲について (3)ダム撤去に伴う河川環境の変化予測について
第11回	平成19年 11月7日(水)	(1)貯水池に堆積した土砂の処理計画について (2)撤去工程について (3)水位低下設備について (4)河川環境の変化予測検討について (5)河川環境への影響評価及びモニタリングについて
第12回	平成20年 2月27日(水)	(1)ダム撤去に伴う河川環境の変化及びダム周辺の河川状況の予測検討について (2)河川環境への影響評価及びモニタリングについて (3)詳細検討結果のとりまとめについて

1) 委員名簿

本部会の委員名簿を以下に示す。

区 分	第1～12回	役 職 等	
学 識 経 験 者	河川工学	福岡 捷二 (委員長)	広島大学大学院教授
		角 哲也	京都大学助教授
		藤田 光一	国土技術政策総合研究所河川環境研究室長
		柏井 条介	独立行政法人土木研究所上席研究員
	土木工学	松本 進	鹿児島大学教授
	水 質	篠原 亮太	熊本県立大学教授
	環 境	福留 脩文	株式会社西日本科学技術研究所代表取締役
	関係機関	国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長	
熊本県	土木部次長		

※役職等は初回開催時

2) 部会での成果

本部会では、主として以下の項目について検討を行い、その結果をその都度上位組織である「荒瀬ダム撤去検討委員会」にて報告した。

- (1) ダム撤去工法（撤去範囲，撤去手順及び工程計画含む）について
- (2) 堆砂の除去方法及び処理方法（下流河道の変化予測含む）について
- (3) ダム撤去に係る環境調査（環境保全措置及びモニタリング調査計画含む）について

(3) 荒瀬ダム撤去技術研究委員会

荒瀬ダム撤去技術研究委員会は、表- 1.4 に示すように平成 22 年度に全 3 回開催された。

表- 1.4 荒瀬ダム撤去技術研究委員会の経緯

開催回数	年 月	協 議 内 容
第 1 回	平成 22 年 4 月 30 日 (金)	(1) 球磨川の概要 (2) 荒瀬ダムの概要 (3) これまで荒瀬ダム対策検討委員会等での検討結果 (4) 今後の取り組み (5) 堆砂除去工事等の実施状況、状況変化報告
第 2 回	平成 22 年 6 月 18 日 (金)	(1) 荒瀬ダム撤去の目的、目標について (2) ダム撤去範囲について (3) 環境保全措置及び環境モニタリングの概要
第 3 回	平成 22 年 7 月 23 日 (金)	(1) 荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書(案)について 1) 荒瀬ダムの概要及び撤去に至る経緯 2) ダム撤去施工計画 3) 土砂処理計画 4) ダム撤去に係る環境保全措置及び環境モニタリング

その設置目的等を以下に示す。

(設置)

第 1 条 荒瀬ダム撤去計画の策定など撤去準備を進めていくにあたり、これまでの「荒瀬ダム対策検討委員会」等による検討結果を踏まえながら、最新の知見やダムを取り巻く環境等の変化等について改めて確認・検証するとともに、県に対する指導・助言を得るため、荒瀬ダム撤去技術研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、以下の事務を所掌する。

- (1) 「荒瀬ダム対策検討委員会」等による検討結果についての確認・検証に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

1) 委員名簿

本委員会の委員名簿を以下に示す。

1. 委員

氏名	役職等	専門分野
池田 駿介	東京工業大学 名誉教授	河川工学
大本 照憲	熊本大学大学院自然科学研究科 教授	河川工学
柏井 条介	(財)ダム技術センターダム技術研究所 首席研究員	河川工学
角 哲也	京都大学防災研究所水資源環境研究センター 教授	河川工学
福岡 捷二	中央大学理工学部 教授	河川工学
藤田 光一	国交省国土技術政策総合研究所 流域管理研究官	河川工学
佐藤 洋平	独立行政法人農業環境技術研究所 理事長	地域環境工学
篠原 亮太	熊本県立大学環境共生学部 教授	水環境科学
森 誠一	岐阜経済大学経済学部 教授	淡水生態学
鷲谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	保全生態学
村松 岐夫	京都大学 名誉教授	行政学
藤澤 寛	国土交通省九州地方整備局河川部長	河川行政
笠井 雅広	国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長	河川行政
戸塚 誠司	熊本県土木部長	河川行政

※役職等は開催当時

2. 顧問

氏名	役職等	専門分野
大和田 紘一	熊本県立大学環境共生学部 教授	水産環境学
下津 昌司	元熊本大学工学部 教授 注) 荒瀬ダム対策検討委員会委員長	河川水文学
谷口 将紀	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	政治学

※役職等は開催当時

2) 委員会での成果

本委員会では、これまでの「荒瀬ダム対策検討委員会」等による検討結果について、最新の知見やダムを取り巻く環境等の変化等を踏まえて改めて、主として以下の項目について確認・検証を行い、「荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書」としてとりまとめた。

- (1) ダム撤去施工計画について
- (2) 土砂処理計画について
- (3) ダム撤去に係る環境保全措置及び環境モニタリングについて

(詳細は、「付録-3：荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書」参照)

(4) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会

荒瀬ダム撤去フォローアップ委員会は、表-1.5に示すように平成23年度～平成30年度の間に全13回開催された（平成31年度まで開催予定）。

表-1.5 荒瀬ダム撤去フォローアップ委員会の経緯

開催回数	年 月	協 議 内 容
第1回	平成23年 5月24日(火)	(1)荒瀬ダム撤去計画(案)について (2)平成22年度モニタリング調査結果及び平成23年度モニタリング調査計画について
第2回	平成24年 1月26日(金)	(1)モニタリング調査結果(中間報告)
第3回	平成24年 5月25日(金)	(1)モニタリング調査結果 (2)モニタリング調査計画
第4回	平成25年 1月31日(木)	(1)現地調査 (2)モニタリング調査について
第5回	平成25年 5月29日(水)	(1)撤去工事等について (2)モニタリング調査について
第6回	平成25年 11月27日(水)	(1)撤去工事等の進捗状況 (2)撤去手順、仮設備の見直しについて* ¹⁾ (3)環境モニタリング調査結果(中間報告)
第7回	平成26年 5月29日(木)	(1)撤去工事等の進捗状況(撤去工法の見直し) (2)モニタリング調査について
第8回	平成26年 10月29日(水)	(1)撤去工事等について (2)撤去手順、仮設備の見直しについて* ²⁾ (3)環境モニタリング調査結果(中間報告)
第9回	平成27年 5月28日(木)	(1)撤去工事等について (2)環境モニタリング調査結果について
第10回	平成27年 10月29日(木)	(1)撤去工事等について(撤去工法の見直し) (2)撤去手順、仮設備の見直しについて* ³⁾ (3)環境モニタリング調査結果(中間報告)について
第11回	平成28年 10月11日(火)	(1)撤去工事等について(撤去工法、仮設備、撤去範囲の見直し) (2)環境モニタリング調査について
第12回	平成29年 6月1日(木)	(1)撤去工事等について(撤去範囲の見直し) (2)環境モニタリング調査について
第13回	平成30年 11月22日(木)	(1)撤去工事等について (2)環境モニタリング調査について (3)荒瀬ダム撤去環境モニタリング報告書(素案)

※ 当委員会は、平成31年まで継続予定。

*^{1)~3)}「第3章 第1節 荒瀬ダム撤去事業費及び計画の見直し」参照

その設置目的等を以下に示す。

<p>(設置)</p> <p>第1条 荒瀬ダムの撤去にあたり、治水面及び環境面のモニタリング調査結果について評価・検証等を行いながら、より安全かつ環境に配慮したダム撤去を実施するため、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、以下の事務を所掌する。</p> <p>(1) 荒瀬ダム撤去に伴うモニタリング（治水・環境）調査結果の評価・検証に関すること。</p> <p>(2) 荒瀬ダム撤去計画の実施等に係る技術的指導・助言に関すること。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。</p>
--

1) 委員名簿

本委員会の委員名簿を以下に示す。

1 委員

区分・分野	第1～8回	第9・10回	第11・12回	第13回	役職等	
学識経験者	河川工学	—	天野 邦彦		国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部長	
		大本 照憲			—	熊本大学大学院自然科学研究科教授
		柏井 条介		—	—	一般財団法人ダム技術センター首席研究員
		角 哲也			—	京都大学防災研究所水資源環境研究センター教授
		藤田 光一		—		国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部長
	水環境科学	篠原 亮太 (委員長)			熊本県立大学環境共生学部教授	
	淡水生態学	森 誠一			岐阜経済大学経済学部教授	
	植物 (水際植生)	佐藤 千芳			有限会社熊本植物研究所代表取締役	
	動物 (底生動物)	西野 宏			熊本大学大学院自然科学研究科教授	
	環境	川野 由紀子			くまもと川の女性フォーラム 実行委員長	
熊本県	熊本県土木部長					

※役職等は初回開催時

2 顧問

区分・分野	第1～7回	第8～13回	役職等	
学識経験者	水産環境学	大和田 紘一		元熊本県立大学教授
学識経験者	河川水文学	下津 昌司	—	元熊本大学教授

※役職等は初回開催時

2) 委員会での成果

本委員会では、主として以下の項目について評価及び指導・助言を行った。

- (1) 荒瀬ダム撤去に伴うモニタリング（治水・環境）調査結果
- (2) 荒瀬ダム撤去工事の実施等

なお、荒瀬ダム撤去に伴うモニタリングに関しては、最終的な「荒瀬ダム撤去環境モニタリング報告書」のとりまとめ方針に対し、助言を行った

また、ダム撤去工事に関しては、以下の計画変更等に対し、助言を行った。

- 撤去手順の見直し（第6, 8, 10回）
- 撤去方法（工法・仮設備）の見直し（第6～8, 10, 11回）
- 撤去範囲の見直し（第11, 12回）

(5) 荒瀬ダム撤去に関する国と県の検討会議

荒瀬ダム撤去に関する国と県の検討会議は、表- 1.6 に示すように平成 22 年度～平成 23 年度の間全 4 回開催された。

表- 1.6 荒瀬ダム撤去に関する国と県の検討会議の経緯

開催回数	年 月	協 議 内 容
第 1 回	平成 22 年 6 月 11 日(金)	(1)検討会議の設置について (2)現地調査
第 2 回	平成 22 年 9 月 7 日(火)	(1)県が計画する道路嵩上げ、補修等の事業について (2)老朽化した河川管理施設と許可工作物の対応策に係る国の検討状況の確認について (3)県の「荒瀬ダム撤去技術研究委員会」の報告と今後の取組みについて
第 3 回	平成 23 年 5 月 26 日(木)	(1)設置要綱の改定について (2)これまでの経緯等について (3)荒瀬ダム撤去計画(案)について (4)コスト縮減方策の検討状況について (5)今後のスケジュール(案)について (6)老朽化した河川管理施設と許可工作物の対応策に係る国の検討状況の確認
第 4 回	平成 23 年 11 月 9 日(水)	(1)荒瀬ダム撤去に当たってのコスト縮減方策について (2)「国と熊本県の検討会議」の今後の進め方について

その設置目的等を以下に示す。

<p>(設置)</p> <p>第 1 条 荒瀬ダム撤去に当たって、国と熊本県が協力して、費用面（コスト縮減、交付金制度の適用方法）、技術面の課題を克服していくため、荒瀬ダム撤去に関する国と熊本県の検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。</p> <p>（「荒瀬ダム撤去技術研究委員会」との関係）</p> <p>第 2 条 検討会議は、県の「荒瀬ダム撤去技術研究委員会」において確認・検証等された基本的な方向性や成果を踏まえた具体的な施工計画、実施に当たっての詳細な技術等の打合せや、関連する護岸、道路等の具体的な対策も含んで費用（コスト縮減）や技術面の打合せを行うものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 3 条 検討会議は、以下の事項を所掌する。</p> <p>(1) 荒瀬ダム撤去実施に当たっての具体的な施工計画、コスト縮減方策、実施に当たっての詳細な技術等に関すること。</p> <p>(2) 県が計画する道路嵩上げ、補修等の事業について、その必要性、具体的な場所・範囲、個別嵩上げ高、護岸対策等について、必要に応じて現地調査も行い、事業等の具体的な内容についての必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 老朽化した河川管理施設と許可工作物の対応策に係る国の検討状況の確認。</p> <p>(4) その他設置目的の達成に必要な事項に関すること。</p>

1) 委員名簿

本会議の委員名簿を以下に示す。

区 分	第 1～4 回
九州地方整備局	河川部長
	道路部長
	河川調査官
	道路調査官
熊本県	企業局長
	土木部長
	土木部次長
	企業局工務課長

※役職等は初回開催時

2) 検討会議での成果

本会議では、以下の項目について協議を行い、その方針を決定した。

1. 県が計画する道路嵩上げ、補修等の考え方、範囲について

対象箇所の考え方、嵩上げ高、範囲、概略の構造について計画案として取りまとめた。

(1) 道路嵩上げ

1) 目的

昭和 57 年 7 月洪水痕跡水位(ダム完成後既往最大洪水)を基本として、道路が冠水しないよう嵩上げを行う。

2) 対象箇所及び範囲

- ・ 県道中津道八代線の下鎌瀬～中津道区間の延長約 1,500m 区間
- ・ 市道瀬戸石鎌瀬線の西鎌瀬地区の延長約 450m 区間

(2) 路側構造物補強

1) 目的

護岸等の老朽化対策と荒瀬ダム撤去による水位低下に伴う路側の安定性を確保するため、路側構造物補強を行う。

2) 対象箇所及び範囲

- ・ 一般国道 219 号の荒瀬～与奈久区間の延長約 1,800m 区間
- ・ 県道中津道八代線の佐瀬野～中津道区間の延長約 950m 区間

(3) 交付金制度の適用

上記計画を基に、社会資本総合整備計画を作成し、国から交付金制度の適用を受ける。

2. 荒瀬ダム撤去に当たってのコスト縮減方策について

荒瀬ダム撤去計画(案)に関するコスト縮減方策について、県で実施した設計 VE や民間からの技術提案について、以下のとおりコスト縮減方策を分野別に選別し、経済性、安全性及び施工性の観点から最終的な取りまとめを行った。

この結果、撤去費用は約 7 億円のコスト縮減が可能となると評価された。

提案分野	提案数 (うち民間提案)	採用件数 (うち民間提案)	主な採用例
【分野 1】 施工方法	16 件 (12 件)	7 件 (3 件)	①みお筋部処理見直し C=約 147 百万円 ②制御発破工法の施工機種の見直し C=約 46 百万円
【分野 2】 仮設備等	11 件 (8 件)	3 件 (0 件)	③河川内でコンクリート小割作業ヤード確保 (④に含む) ④ダム上流側に仮橋を設置(運搬距離短縮) C=約 43 百万円
【分野 3】 その他	12 件 (5 件)	6 件 (1 件)	⑤コンクリート塊の隧道充填 C=約 105 百万円 ⑥護岸設置範囲の見直し C=約 180 百万円
合 計	39 件 (25 件)	16 件 (4 件)	コスト縮減額 約 7 億円

3. 「国と熊本県の検討会議」の今後の進め方について

荒瀬ダム撤去の実施に当たって、新たな技術的対応等に備え、本検討会議を存続し、必要に応じて会議を開催することとした。

(6) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会

荒瀬ダム撤去地域対策協議会は、表- 1.7 に示すように平成 22 年度～平成 29 年度の間
に全 14 回開催された。

表- 1.7 荒瀬ダム撤去地域対策協議会の経緯

開催回数	年 月	協 議 内 容
第 1 回	平成 22 年 6 月 29 日(火)	(1) 会議運営方針について (2) 荒瀬ダム撤去の取り組み状況について (3) 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題について (4) 今後の検討について
第 2 回	平成 22 年 10 月 27 日(水)	(1) 荒瀬ダム撤去を巡る最近の動き等について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について
第 3 回	平成 23 年 6 月 3 日(金)	(1) 荒瀬ダム撤去に向けた取組みについて (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について
第 4 回	平成 24 年 2 月 9 日(木)	(1) 荒瀬ダム撤去に向けた取組みについて (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について (3) 来年度以降の会議のあり方について
第 5 回	平成 24 年 8 月 8 日(水)	(1) 荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について
第 6 回	平成 25 年 2 月 12 日(火)	(1) 荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について
第 7 回	平成 25 年 7 月 5 日(金)	(1) 荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について
第 8 回	平成 26 年 2 月 7 日(金)	(1) 荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について
第 9 回	平成 26 年 8 月 6 日(水)	(1) 荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について
第 10 回	平成 27 年 2 月 9 日(月)	(1) 荒瀬ダム撤去工事及び環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について (3) 荒瀬ダム撤去を見据えた『地域の振興』について
第 11 回	平成 27 年 8 月 5 日(水)	(1) 荒瀬ダム撤去工事及び環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について (3) 『地域づくり部会』について (4) 地域対策協議会の構成について
第 12 回	平成 28 年 2 月 3 日(水)	(1) 荒瀬ダム撤去工事及び環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について (3) 『地域づくり部会』の検討状況について
第 13 回	平成 28 年 10 月 26 日(水)	(1) 荒瀬ダム撤去工事及び環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について (3) 『地域づくり部会』の検討状況について
第 14 回	平成 29 年 11 月 24 日(金)	(1) 荒瀬ダム撤去工事及び環境モニタリングの状況について (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について

その設置目的等を以下に示す。

(目 的)

第 1 条 荒瀬ダム撤去を円滑に進めるとともに、ダム撤去に伴う地域の課題解決に向けて取り組むため、「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について報告・協議する。

- (1) 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題解決に向けた取組み。
- (2) ダム撤去工事と環境モニタリングの状況。
- (3) その他、荒瀬ダム撤去に伴い必要な事項。

1) 委員名簿

本協議会の委員名簿を以下に示す。

1. 委員

区分	第1～14回
熊本県	副知事
	企業局長
	八代地域振興局長
	県南広域本部長
八代市	市長
	市議会議長
	企画振興部長
	坂本支所長
関係団体	球磨川漁業協同組合代表理事組合長
	八代漁業協同組合代表理事組合長
	鏡町漁業協同組合代表理事組合長
	八代平野土地改良区連合理事長
	八代平野南部土地改良区理事長
住民代表	八代市 代表7名

※役職等は初回開催時

2. 顧問

区分	第1～14回
県議会議員	熊本県議会議員 代表4名
市議会議員	八代市議会議員 代表2名

※役職等は初回開催時

2) 協議会での成果

本協議会では、主として八代市から提出された「要望書（H18 年度）」に記載のある、荒瀬ダム撤去に伴う以下の課題について、計 14 回の協議を開催し、その都度撤去工事や環境モニタリング及び地域課題への取組み（対策事業）の進捗状況を報告した。

1. 利水問題について（球磨川からの安定取水）
2. 環境問題について（環境調査、工事中の環境対策）
3. 堆砂・泥土除去について（影響調査、検証）
4. 水位低下に伴う諸問題について（影響調査、対策）
5. 代替橋について（代替対策）
6. ダム撤去に伴う諸問題について（既存施設の有効活用、川の流れの変化の検証、対策）

なお、「代替橋」に係る地元の要望については、今後も、市は地元からの声を要望等による手段により、県へ伝えていくこととして、引き続き、県・市で必要な協議を行っていくこととした。

また、協議会終了後に引き続き取り組むダム撤去関連事業の進捗状況を、地元住民をはじめとする関係者に報告するため、企業局に「荒瀬ダム撤去関連事業報告会」（仮称）を設置した。

1.3 荒瀬ダム撤去事業費

荒瀬ダム撤去事業費（堆砂対策や護岸補修対策、浸水被害軽減対策、環境対策など含む）は88億円（当初計画）であった。

なお、荒瀬ダム撤去事業費の実績については、「第3章 第1節 荒瀬ダム撤去事業費及び計画の見直し」に示す。

表-1.8 荒瀬ダム撤去事業費内訳

（単位：億円）

項目	撤去資金計画 (H23年11月)	主な工種
①ダム本体等撤去費	22	ダム本体撤去費、関連施設撤去費、 ダム本体等撤去設計費
②堆砂対策費	10	土砂処理計画に基づく砂礫除去費、 土砂流出抑制のための砂礫除去費、 下流堆砂調査費
③護岸補修対策費	18	水位低下に伴う河岸（護岸）崩壊防止費
④浸水被害軽減対策費	11	貯水池上流地域の浸水被害軽減のための砂 礫除去費及び道路嵩上げ費
⑤環境対策費	23	土砂処理計画に基づく泥土除去費、 地域対策費、環境モニタリング調査費、 委員会開催費
⑥その他	4	H22～23維持管理費
合計	88	